

パキスタン
特許規則
2003年12月23日

目次

第 I 章 序

- 規則 1 略称及び施行
- 規則 2 定義
- 規則 3 手数料
- 規則 4 様式
- 規則 5 書類の言語，寸法及び内容
- 規則 6 書類の提出及び送達
- 規則 7 送達宛先

第 II 章 特許付与の出願

- 規則 8 特許付与の出願

第 III 章 明細書，要約及び図面

- 規則 9 明細書
- 規則 10 要約
- 規則 11 図面
- 規則 12 補正の方法
- 規則 13 第 101 条に基づく申請

第 IV 章 出願の審査，公告，異議申立，特許証捺印及び更新

- 規則 14 第 16 条に基づく手続
- 規則 15 他の特許への言及
- 規則 16 第 18 条に基づく出願などの修正
- 規則 17 出願の公告
- 規則 18 特許付与に対する異議申立
- 規則 19 第 24 条に基づく意見
- 規則 20 第 25 条に基づく秘密保持指示
- 規則 21 第 27 条に基づく特許証捺印
- 規則 22 特許証の様式
- 規則 23 第 28 条に基づく手続
- 規則 24 更新

第 V 章 特許の回復，取消及び放棄

- 規則 25 失効した特許の回復
- 規則 26 第 47 条に基づく特許の取消

規則 27 第 49 条に基づく特許の放棄

第 VI 章 明細書の訂正

規則 28 明細書の訂正

第 VII 章 長官の権限

規則 29 第 35 条に基づく長官権限

規則 30 第 36 条に基づく長官権限

規則 31 第 51 条に基づく長官権限

規則 32 第 59 条に基づく手続

第 VIII 章 特許登録簿

規則 33 付与の登録

規則 34 条約出願に係る登録

規則 35 更新手数料の登録

規則 36 名称, 国籍又は住所の変更

規則 37 第 55 条に基づく譲渡, 移転の登録など

規則 38 権原及び他の証拠の書類の提出

規則 39 登録様式

規則 40 書類の通知の登録

規則 41 登録簿の閲覧

規則 42 第 57 条に基づく登録簿の閲覧及び抄本など

規則 43 排他的販売権の付与

規則 44 強制ライセンス

第 IX 章 特許代理人

規則 45 特許代理人登録簿

規則 46 登録適格性

規則 47 登録又は特許代理人登録簿にとどめておくことを禁止されている者

規則 48 申請の方法

規則 49 申請時の手続

規則 50 特許代理人登録簿における名称の登録継続

規則 51 特許代理人登録簿からの代理人の名称の抹消

規則 52 抹消された名称の回復

規則 53 特許代理人登録簿の変更

規則 54 特許代理人登録簿の刊行

規則 55 代理権

第 X 章 雑則

規則 56 長官に対する証拠手続

規則 57 宣誓供述書の様式など

- 規則 58 裁判所命令の結果として生じる行為
- 規則 59 陳述書を要求することができる長官
- 規則 60 訂正をする一般的権限
- 規則 61 裁量権の行使及び困難の排除
- 規則 62 期間を延長する一般的権限
- 規則 63 特許庁の刊行物
- 規則 64 例外

第 I 章 序

規則 1 略称及び施行

- (1) 本規則は、2003 年特許規則と称することができる。
- (2) 本規則は、直ちに施行する。

規則 2 定義

本規則においては、主題又は文脈に相反する事項がない限り、以下の定義とする。

- (a) 「代理人」とは、代理人として登録されている弁護士又は者であって、第 79 条及び規則 45 に基づいて備えられた特許代理人登録簿に名称が記載されている者を意味する。
- (b) 「化学製品」とは、化合物を意味する。
- (c) 「クレーム」とは、特許出願においてなされるクレームを意味する。
- (d) 「長官」とは、第 3 条に基づいて任命された特許庁長官を意味する。
- (e) 「条約出願」とは、第 2 条(c)に基づいて与えられた意味を有する。
- (f) 「様式」とは、本規則の第 2 附則に規定する様式を意味する。
- (g) 「卒業者」とは、パキスタンの法律により設立された大学、連邦政府により認定された外国の大学の卒業者を意味する。
- (h) 「法」とは、2000 年特許法(2000 年第 LXI 号)を意味する。
- (i) 「特許」とは、法の規定に基づいて付与された特許を意味する。
- (j) 「登録簿」とは、第 54 条に基づいて備えられた特許登録簿を意味する。
- (k) 「研究」とは、特に新規技術を発見し、又は既存技術を進歩させることによる、製品又は方法を創出又は改良するための努力を意味する。
- (l) 「条」とは、法の条を意味する。

規則 3 手数料

- (1) 法及び本規則に基づく何らかの申請、登録又はその他の事項について納付すべき手数料は、本規則の第 1 附則に基づいて規定された手数料とする。
- (2) 手数料は、特許庁に現金で納付することができ、又はカラチの特許庁長官を支払先として指定銀行宛での送金為替、郵便為替、小切手又は銀行為替手形により送付することができる。郵便により送付するときは、送金為替又は小切手、銀行為替手形若しくは郵便為替を同封した適正に宛先が付された料金前納の書状が通常の郵便又は宅配便の過程で受領される筈の時点で納付されたものとみなす。
- (3) 手数料が正確に記入されていない小切手又は銀行為替手形及び手数料の納付のための許可された期間内に全額を現金で回収することができないその他の小切手は、長官の裁量によってのみ受理される。
- (4) 手数料の納付に当たって、印紙は受領されない。

規則 4 様式

本規則の第 2 附則に規定する様式は、各事件の状況により必要とされる変更を施して、それに記載の各目的で使用するものとし、使用していれば十分とする。

規則5 書類の言語、寸法及び内容

(1) 特許出願を構成する書類(図面を含む)又は当該書類を差し替える書類はすべて、英語によるものとする。何らかの書類が英語以外の言語によるときは、その英語による翻訳文であって法定宣言書又はその他により長官の納得するように認証されたものを提出しなければならない。

(2) 上記(1)にいうすべての書類は、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムにより部数の制限なく直接複製をすることができるように提出しなければならない。すべての紙面は、裂け目、しわ及び折り目がない状態とする。紙面の片面のみを使用しなければならない。

(3) 上記(1)にいうすべての書類は、丈夫な白色のA4判の紙面(29.7cm×21cm)上に記載しなければならない。

(4) 願書、明細書、クレーム、図面及び要約は、それぞれ新たな紙面で始めなければならない。

(5) 規則11(1)に従うことを条件として、最小余白は次の通りとする。

上部 2.0cm

左側 2.5cm

右側 2.0cm

下部 2.0cm

(6) 出願を構成する書類の余白には、欄外番号を付すことができる。

(7) 出願においては、図面を除き、

(a) すべての紙面には、連続番号を付さなければならない、かつ、

(b) 他のすべての紙面にも、連続番号を付さなければならない。

(8) 出願に含まれる図面のすべての紙面には、連続番号を付さなければならない。

(9) 上記(1)にいう各書類(図面以外)は、読みやすい文字で、消えない黒インクにより、行間を少なくとも1.5行分空けてタイプ又は印刷しなければならない。

ただし、如何なる様式も、手書きで提出することができ、かつ、図式記号及び文字並びに化学式及び数式は、消えない黒色で記入し、又は描くことができる。

(10) 上記(1)にいうすべての書類において、度量衡の単位は、メートル法で表す。異なる単位系を使用するときは、メートル法でも表さなければならない。温度は摂氏で表す。他の物理的値については、国際慣行で認められている単位を使用し、数式については一般に使用されている記号を用い、化学式については一般に使用されている記号、原子量及び分子式を用いなければならない。一般に、関連分野において一般に受け入れられている技術用語、符号及び記号を使用すべきである。

(11) 明細書中で式又は記号を使用する場合において、長官がその旨を指示するときは、図面と同様に作成したその写しを提出しなければならない。

(12) 用語及び符号は、出願全体を通じて一貫したものとする。

(13) 上記(1)にいうすべての書類は、合理的に削除並びにその他の変更、重ね書き及び行間挿入がない状態とし、かつ、如何なる場合でも読みやすいものとする。

規則6 書類の提出及び送達

(1) 法又は本規則に基づいて特許庁又は長官若しくはその他の者に提出し、申請し、又は差

し出すことを認可され、又は必要とする申請書、通知又はその他の書類は、手渡しにより又は郵便若しくは宅配便による料金前納の書状により送付することができる。料金前納の書状により送付するときは、それを同封した書状が通常の郵便及び宅配便の過程で受領される筈の時点で提出され、申請され、又は差し出されたものとみなす。

(2) 権利所有者の登録簿に掲載された住所若しくは送達宛先にあてた書面による通信又は法若しくは本規則に基づく手続における申請人若しくはその他の者の申請書若しくは申立書に掲載された住所若しくは届出された送達宛先にあてた書面による通信は、適正に宛先が付されたものとみなす。

規則 7 送達宛先

(1) 法又は本規則に基づく手続における各申請人又は異議申立人及びその後特許権者となる各人は、パキスタンにおける送達宛先を届け出なければならず、係る宛先は、特許に関連するすべての目的で、当該申請人、異議申立人又は登録所有者の実際の宛先として取り扱うことができる。係る宛先の届出がない限り、長官は、申請若しくは異議申立を遂行する義務又は法若しくは本規則により必要とされる通知を送付する義務を一切負わない。

(2) 第 81 条の規定に該当するすべての事項については、何人も、長官の別段の指示がない限り、その者自身による署名に基づいて、その者の代理人としての業務並びにすべての通知、請求及び通信の受領を弁護士又は特許代理人に委任することができる。委任は、様式 P-28 に規定する様式によりすることができる。

第 II 章 特許付与の出願

規則 8 特許付与の出願

(1) 真正かつ最初の発明者による条約出願以外の特許出願は、様式 P-1 に規定する様式によるものとする。ただし、真正かつ最初の発明者が出願の当事者でないときは、出願人は、当該真正かつ最初の発明者からの譲渡証又はその他の書類の原本であって、それに基づいて出願人が特許を出願することができるものを提出しなければならない。ただし、様式 P-1A に規定する様式により作成された申請書自体に、真正かつ最初の発明者が証人 2 名の面前で、当該発明者の名称を特許出願人としてことなく出願をすべき旨の陳述を裏書きする場合は、この限りでない。

(2) 真正かつ最初の発明者による条約出願は、様式 P-2 に規定する様式によるものとする。ただし、真正かつ最初の発明者が出願の当事者でないときは、出願人は、当該真正かつ最初の発明者からの譲渡証又はその他の書類の原本であって、それに基づいて出願人が特許を出願することができるものを提出しなければならない。ただし、様式 P-2A に規定する様式により作成された申請書自体に、真正かつ最初の発明者が証人 2 名の面前で、当該発明者の名称を特許出願人としてことなく出願をすべき旨の陳述を裏書きする場合は、この限りでない。

(3) 死亡の直前に出願をする権原があった死亡者の人格代表者による条約出願以外の出願の場合は、死亡者の遺言検認書若しくは死亡者の遺産の管理状又は当該検認書若しくは管理状の公認謄本を、人格代表者として行為する出願人の権原の証拠として特許庁に提出しなければならない。

(4) 第 14 条(3)に従って、2 以上の仮明細書が提出された 2 以上の出願について単一の完全明細書により遂行することを長官が許可するときは、当該単一の完全明細書は、前記明細書の何れかに開示された如何なる事項も含むことができ、かつ、前記単一の完全明細書に開示されたすべての事項が出願において又はそれに関連して特許庁に開示された最先の日以後の長官が指示する日に提出されたものとみなす。

(5) 出願人が特許出願をし、かつ、完全明細書の受理前に、最初に述べた出願又はそれについて提出された明細書に含まれる事項について分割特許出願をする場合において、出願人が新規出願においてその旨を請求するときは、長官は、新規出願又はそれについて提出された明細書を、最初に述べた出願又は明細書の提出日以後の日まで先日付とすべき旨を指示することができる。

ただし、長官は、前記出願の何れかについて提出された完全明細書の補正であって、前記完全明細書の何れも他方においてクレームされた事項についてのクレームを含まないことを保証するために必要なものを要求することができる。

(6) 出願人が同種又は互いの変更であると信じる発明に係る仮明細書を添付した 2 以上の出願について完全明細書が提出された場合において、当該発明が同種又は互いの変更でないとき長官が認めるときは、長官は、当該完全明細書を、出願を 2 以上の別個の特許出願として遂行させるために必要な数の完全明細書に分割することを許可することができる。

(7) 2 以上の保護出願が 1 又は 2 以上の条約国においてされた発明の全部又は一部について単一の条約出願がされた場合において、審査官が前記条約出願において提出された明細書のクレームが 2 以上の発明に係る旨を報告したときは、長官は、1 又は 2 以上の更なる出願をすること及び当該明細書を、2 以上の別個の条約出願を遂行させるために必要な数の明細書

に分割することを許可することができ、かつ、前記出願を原出願の出願日にされたものとみなすべき旨を指示することができる。

(8) 第 88 条(1)に従って、条約出願について出願人又は場合によりその前権原者が提出又は寄託した明細書及び図面又は書類の写しを 3 月を超えて提出することを長官が許可するときは、係る期間延長の請求は、様式 P-4 に規定する様式によるものとする。ただし、係る延長は、条約出願の出願日から各 3 月の最大 3 期間を超えないものとする。

(9) 前記の場合を除き、条約出願に関連するすべての手続は、通常の出願について法により必要とされ、又は本規則により定められた期間内に、かつ、そのような方法により、とらなければならない。

(10) 出願には、長官が受領したときに、受領の順に番号及び日付を付す。

第 III 章 明細書、要約及び図面

規則 9 明細書

- (1) 明細書は、仮明細書であるか又は完全明細書であるかを問わず、発明の名称で始め、かつ、最後に出願人又はその代理人が署名し、日付を付さなければならない。
- (2) 追加特許に係る明細書には、主特許及び場合により主特許出願の番号への具体的な言及とともに、当該発明が主特許又は場合により主特許出願の明細書においてクレームされた発明の改良又は変更を含む旨の明確な陳述を含めなければならない。
- (3) 発明が図面により解明及び提示可能であるときは、係る図面は、規則 11 に従って作成し、明細書とともに提出し、かつ、明細書において詳細に言及しなければならない。
- (4) 発明の解明のために不必要であると長官が認める関連性のない事項又はその他の事項は、発明の名称、明細書、要約、クレーム及び図面から除外しなければならない。
- (5) 本規則の第 3 附則は、生物学的材料の使用を伴うか又は生物学的材料に係る発明についての一定の特許出願及び特許に関して効力を有する。

規則 10 要約

- (1) 要約は、発明の名称で始めなければならない。
- (2) 要約には、明細書に含まれる事項の簡潔な概要を含めなければならない。概要は、発明の属する技術分野を表示し、かつ、発明が関係する技術的課題、発明による当該課題の解決手段の要点及び発明の主要な用途を明確に理解することができるように作成しなければならない。適切な場合、要約にはまた、明細書に含まれる化学式の中で発明を最も特徴付ける化学式も含めなければならない。要約には、発明の主張される長所若しくは価値又はその推測的な用途に関する記載を含めてはならない。
- (3) 要約は、通常 2 ページ以下からなるものとする。
- (4) 明細書が何らかの図面を含むときは、出願人は、公開時に要約に添付することを提案する図面の 1 又は例外的に複数の図を要約に表示しなければならない。長官は、1 又は 2 以上の他の図が発明をより特徴付けると認めるときは、当該他の図を公開することを決定することができる。要約に記載され、かつ、図面により図示される主要な特徴の各々の後には、当該図面において使用される参照符号を付さなければならない。

規則 11 図面

- (1) 図面は、使用可能な表面積が 26.2cm×17cm を超えない紙面上に描かななければならない。紙面には、使用可能な又は使用した表面の周囲に枠を付してはならない。最小余白は次の通りとする。
 - 上部 2.5cm
 - 左側 2.5cm
 - 右側 1.5cm
 - 下部 1.0cm
- (2) 図面は、次の通りに作成しなければならない。
 - (a) 満足な複製をすることができるように、耐久性があり、黒色で、十分な密度及び濃さで、一様な太さの明瞭な線及び筆致で着色することなく作成する。

- (b) 断面は、参照符号及び引出線の明瞭な読取を妨げないハッチングにより表示しなければならない。
- (c) 図面の大きさ及びその作図の識別性は、3分の2の線縮尺により写真による複製をした場合にもすべての細部を容易に識別することができるようなものとする。例外として図面上に尺度を示すときは、尺度は、図式で表示しなければならない。
- (d) 図面上に掲載するすべての数字、文字及び参照符号は、単純かつ明確なものとし、また、括弧、丸及び引用符は、数字及び文字とともに使用してはならない。
- (e) 同一図の要素は、異なる比率が図の明瞭性のために不可欠でない限り、相互に均衡がとれたものとする。
- (f) 数字及び文字の高さは0.32cm以上とし、また、図面の文字については、ラテン文字及び慣習となっている場合はギリシャ文字を使用しなければならない。
- (g) 図面の同一紙面に、複数の図を含めることができる。2以上の紙面上に描かれた図により1の全体図を構成しようとするときは、複数の紙面上の図は、部分図の如何なる部分も隠すことなく全体図を組み立てることができるように配置しなければならない。異なる図は、不必要な間隔を置くことなく、相互に明確に分離して配置しなければならない。異なる図には、紙面の番号付けとは独立に、算用数字により連続番号を付さなければならない。
- (h) 明細書又はクレームに記載されていない参照符号は、図面に掲載してはならず、また、その逆の場合も同様とする。同一の特徴は、参照符号により示すときは、出願全体を通じて同一の符号により示さなければならない。
- (i) 図面には、文字事項を含めてはならない。ただし、図面の理解のために必要なときは「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「AAの切断面」などの単一又は複数の語並びに電気回路及び概略ブロック図又はフローチャート及びダイアグラムの場合は少数の短い見出し語を除く。
- (j) 図面の紙面には、規則5(9)に従って番号を付さなければならない。
- (3) フローチャート及びダイアグラムは、本規則の適用上、図面とみなす。
- (4) 図面には、次のものを含めなければならない。
- (a) 左側上端部に、出願人の名称及び1又は2以上の仮明細書の後に完全明細書とともに提出される図面の場合、出願の番号及び年
- (b) 右側上端部に、送付した紙面又は図面の数及び各紙面の連続番号並びに場合により「原本」又は「真正謄本」という語
- (c) 右側下端部に、出願人又はその代理人の署名
- (5) 発明の名称は、図面上に掲載してはならない。
- (6) 説明事項は、構造図面上には一切掲載してはならないが、フローチャートの性質の図面には、発明を実施するに当たって使用した材料及び行った化学的若しくはその他の反応又は処理を示す説明事項を含めることができる。
- (7) 多数の機器又は装置のユニット及び機械的か又は電氣的かを問わずそれらの相互接続を示す図面には、係る機器又はユニットの各々を記号的にのみ示すときは、機器若しくはユニット又はそれらの相互接続を特定するために必要な説明事項を含めることができる。
- (8) 図示した化学式若しくは数式、記号又は方程式以外の図面又は略図は、明細書の文章部分には一切掲載してはならない。また、明細書の文章部分で係る式、記号又は方程式を使用する場合において、長官がその旨を指示するときは、原図面と同様に作成したその写しを提出しなければならない。

(9) 図面は、複製に不適當となる折り目、裂け目又はしわがない状態で、特許庁に送達しなければならない。

(10) 出願人が仮明細書とともに提出した図面を完全明細書の図面又は図面の一部として採用することを希望するときは、出願人は、完全明細書において当該図面について仮明細書とともに提出したものとして言及しなければならない。

規則 12 補正の方法

(1) 明細書又はそれに添付される図面が補正を要するときは、写し1通が出願人又はその代理人に返却され、可能な限りすべての補正をそれに施さなければならない。必要に応じて、連続した書類を構成するように必要なページを書き直すことによって追加事項を挿入することができる。補正は、紙片の貼付若しくは脚注によって又は余白に記入することによってしてはならない。

(2) 補正済み書類は、取り消された又は差し替えられたページ又は図面(ある場合)に出願人又はその代理人が適切に標記、取消及び頭文字を付記したもの並びに追加又は実質的に補正したページの写しとともに、長官に返却しなければならない。補正、変更又は追加については、出願人又はその代理人が余白に頭文字を付記しなければならない。

(3) 補正のために返却された書類には、長官の要件を遵守するために必要なものを超える如何なる補正、変更又は追加もしてはならない。

規則 13 第 101 条に基づく申請

第 101 条に基づく申請は、様式 P-30 に規定する様式によるものとする。

第 IV 章 出願の審査、公告、異議申立、特許証捺印及び更新

規則 14 第 16 条に基づく手続

- (1) 審査官が、第 16 条(1)の要件に従って、完全明細書の何れかのクレームにおいてクレームされた発明が何れかの明細書若しくはその他の書類において公開されているか又はその他審査官の報告書に指定した理由によって受理することができない旨を報告したときは、出願人は、書面でその旨の通知を受け、かつ、明細書を補正する機会を与えられる。
- (2) 出願人が明細書を再提出し、かつ、当該補正を審査官が納得しない場合において、出願人がその旨を請求するときは、出願人は、当該事項について聴聞を受ける機会を与えられる。
- (3) 出願人が明細書を再提出したか否かを問わず、長官は、出願を整備する残存期間又は事件の他の状況にかんがみて、そのようにすることを望ましいと認めるときは、聴聞を指定することができる。
- (4) 聴聞が指定されるときは、出願人は、当該指定について少なくとも 10 日の事前通知又はその状況において合理的であると長官が認めるより短い期間の事前通知を受け、かつ、可能な限り速やかに、様式 P-8 に規定する様式により出願人が聴聞に出頭するか否かを長官に通知しなければならない。
- (5) 出願人を聴聞した後に又は出願人が出頭しなかったか若しくは聴聞を希望しない旨を通知したときは聴聞なしに、長官は、自己の納得する補正を命じ、又は許可することができ、かつ、第 16 条(6)に基づく所定の通算期間を超えない長官が定める期間内に当該補正がされない限り、完全明細書の受理を拒絶することができる。
- (6) 第 16 条(6)ただし書き前段に基づく期間延長申請は、様式 P-4 に規定する様式によるものとする。
- (7) 第 16 条(6)ただし書き後段に基づく出願人による通常の受理の延期申請は、様式 P-4 に規定する様式によるものとする。

規則 15 他の特許への言及

- (1) 第 17 条(1)の要件に従って、長官が特許への言及を出願人の完全明細書中に挿入すべき旨を指示したときは、当該言及は、次の様式により挿入しなければならない。「2000 年特許法第 17 条(1)に従って、特許第__号への言及が指示された。」
- (2) 第 17 条(1)に基づく指示に従って挿入された言及の削除を求める第 17 条(2)に基づく申請は、様式 P-5 に規定する様式によるものとし、かつ、当該申請を裏付ける依拠する事実を十分に記載しなければならない。

規則 16 第 18 条に基づく出願などの修正

- (1) 請求人の名義又は請求人ら及び出願人若しくは他の共同出願人の名義で特許出願を遂行すべき旨の第 18 条(1)に基づく請求は、様式 P-6 に規定する様式によるものとし、かつ、当該請求の基礎となる譲渡証又は契約書の認証謄本を添付しなければならない。
- (2) 譲渡証又は契約書の原本もまた、長官の閲覧のために提出しなければならない。また、長官は、自己が必要とする他の権原の証拠又は同意書を要求することができる。

規則 17 出願の公告

- (1) 長官は、各出願の受理を官報に公告しなければならない。
- (2) 出願受理通知の受領日から 30 日以内に、出願人は、「受理された」完全明細書の要約の写しを書留郵便により本規則の第 4 附則に記載された諸機関の宛先に送付しなければならない。

規則 18 特許付与に対する異議申立

- (1) 特許付与に対する異議申立書は、
 - (a) 様式 P-7 に規定する様式によるものとし、
 - (b) 異議申立人が当該付与に異議を申し立てようとする理由を記載し、かつ、
 - (c) 異議申立人の利害関係の内容、依拠する事実及び求める救済措置を十分に記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。
- (2) 当該申立書及び陳述書の写しは、長官が出願人に送付しなければならない。
- (3) 出願人が出願の遂行を希望するときは、出願人は、当該写しの受領から 2 月以内に、異議について争う理由を十分に記載した意見書を提出し、かつ、その写しを異議申立人に送達しなければならない。
- (4) 異議申立人は、当該意見書の写しの受領から 2 月以内に、自己の立場を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、当該証拠の写しを出願人に送達しなければならない。
- (5) 異議申立人の証拠の写しの受領から 2 月以内又は異議申立人が証拠を提出しないときは異議申立人の証拠を提出できた筈の期間の満了から 2 月以内に、出願人は、自己の立場を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、当該証拠の写しを異議申立人に送達しなければならない。また、出願人の証拠の写しの受領から 2 月以内に、異議申立人は、厳密に応答する事項に限定した証拠を提出することができ、かつ、当該証拠の写しを出願人に送達しなければならない。
- (6) 追加の証拠は、長官の許可又は指示による場合を除き、何れの当事者も一切提出してはならない。
- (7) 異議申立書において又は異議申立に関連して提出された何らかの意見書若しくは証拠において言及されたすべての書類の写しは、長官の別段の指示がない限り、長官の使用のため 2 通を提出しなければならない。係る写しは、それらが言及されている申立書、意見書又は証拠に添付しなければならない。
- (8) 外国語による明細書又はその他の書類が言及されているときは、その翻訳文であって法定宣言書又はその他により長官の納得するように認証されたもの及び当該翻訳文の写し 2 通もまた提出しなければならない。
- (9) 証拠(ある場合)の完成時又は長官が適切と認めるその他の時期に、長官は、事件の聴聞の時期を指定し、かつ、当該指定について全当事者に少なくとも 30 日の事前通知をしなければならない。
- (10) 何れかの当事者が聴聞を希望するときは、その者は、上記(9)に基づく通知の受領から 10 日以内に、様式 P-8 に規定する様式により長官に通知しなければならない。また、長官は、聴聞日前に前記様式を提出しなかった何れかの当事者の聴聞を拒絶することができる。
- (11) 何れかの当事者が聴聞時に手続においていまだ述べられていない刊行物に言及しようとするときは、その者は、自己の意思並びに言及しようとする各刊行物の詳細について相手

方当事者及び長官に少なくとも 10 日の事前通知をしなければならない。

(12) 聴聞を希望する当事者を聴聞した後に又は何れの当事者も聴聞を希望しないときは聴聞なしに、長官は、事件を決定し、かつ、全当事者に自己の決定を通知しなければならない。

(13) 手続の結果、第 17 条(1)に基づいて長官が別の特許への言及を出願人の明細書中に挿入すべき旨を指示したときは、当該言及は、規則 15 により定める通りとする。

(14) 出願人が出願の遂行を希望しない旨を長官に通知したときは、長官は、異議申立人に対して費用を裁定すべきか否かを決定するに当たって、当該異議申立を提出する前に異議申立人が出願人に合理的な通知をしていれば手続を回避できた筈であるか否かを検討しなければならない。

規則 19 第 24 条に基づく意見

(1) 第 24 条に基づく意見は、

(a) 様式 P-9 に規定する様式によるものとし、

(b) 意見者の利害関係の内容、依拠する事実を十分に記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。

(2) 下記(2)に従うことを条件として、長官は、次の書類の写しを出願人に送付しなければならない。

(a) (1)に基づいて長官が受領した意見を含む書類及び

(b) 当該意見において言及された書類であって長官が意見を述べる者から受領したもの

(3) 上記(2)の如何なる規定も、次の書類について長官に義務を課すものではない。

(a) その写しを出願人が保管のために容易に入手可能であると長官が認める書類、又は

(b) 寸法のためか又はその他の理由によってかを問わず、写真複写に不適當であると長官が認める書類

(4) 長官は当該意見を審査官に付託し、審査官は、自己が適切と認めるようにそれについて検討し、コメントしなければならない。

(5) 長官は、審査官のコメントの写しを出願人に送付しなければならない。

(6) 何人も、第 24 条に基づいて意見を述べることのみを理由として法に基づく長官に対する手続の当事者とはならない。

規則 20 第 25 条に基づく秘密保持指示

第 25 条(1)に基づいて長官が発した指示であって、特許出願の主題を構成する発明に関する情報の公開を禁止するものが取り消され、当該出願に特許が付与されたときは、指示が有効であった期間中に開始する年次については、更新手数料の納付を一切必要としない。

規則 21 第 27 条に基づく特許証捺印

(1) 申請による特許証の捺印請求は、様式 P-10 に規定する様式によるものとし、かつ、規則 17(2)に基づく要約発送の証拠の写しを添付しなければならない。

(2) 特許証の捺印請求をする期間の延長を求める第 27 条(3)に基づく申請は、様式 P-4 に規定する様式によるものとする。

規則 22 特許証の様式

(1) (2)に従うことを条件として、特許証は、本規則の第 5 附則に示す様式に各事件の状況により必要とされる変更を施したものとし、かつ、受理後の出願による番号を付さなければならない。

(2) 第 16 条(7)に基づいてされた出願に付与される特許証は、本規則の第 6 附則に示す様式によるものとする。

規則 23 第 28 条に基づく手続

死亡者に付与された特許証の訂正を求める第 28 条に基づく申請は、様式 P-11 に規定する様式によるものとし、かつ、当該申請における陳述を証明する証拠を添付しなければならない。

規則 24 更新

(1) 特許証の日付から第 4 年次又は特許期間中のその後続年次の満了時に、特許を有効に維持することを希望するときは、当該年次の満了前に、様式 P-12 に規定する様式による必要な情報とともに、所定の更新手数料を納付しなければならない。

(2) 所定の年次更新手数料の全部又は一部は、前納することができる。

(3) 第 32 条(2)に基づく更新手数料の納付期間の延長請求は、様式 P-4 に規定する様式によるものとする。

(4) 上記(1)の条件が遵守されたときは、長官は、本規則の第 7 附則に示す様式の証明書を発行しなければならない。

(5) 1911 年特許・意匠法(1911 年第 II 号)に基づいて付与された特許については、更新は、16 年の期間の満了後には一切認められない。

第V章 特許の回復、取消及び放棄

規則 25 失効した特許の回復

- (1) 特許の回復を求める第45条(1)に基づく申請は、様式P-13に規定する様式によるものとし、かつ、当該申請における陳述を裏付ける証拠を添付しなければならない。
- (2) 証拠の検討により、第45条(3)に基づく命令について一応の証拠がある事件が立証されたことを長官が納得しないときは、長官は、申請人にその旨を通知しなければならず、また、2月以内に申請人が当該事項について聴聞を受けることを請求しない限り、長官は、当該申請を拒絶する。
- (3) 申請人が許可された期間内に聴聞を請求するときは、長官は、申請人に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、当該申請を官報で公告するか又は当該申請を拒絶するかを判断しなければならない。
- (4) (3)に基づく申請の公告から2月以内はいつでも、何人も、様式P-7に規定する様式により、それに対する異議を申し立てることができる。
- (5) 当該申立書には、その写し並びに異議申立人の利害関係の内容及び依拠する事実を十分に記載した陳述書2通を添付しなければならない。
- (6) 当該申立書及び陳述書の写しは、長官が申請人に送付しなければならない。
- (7) 異議申立があったときは、規則18(3)から(12)までの規定を適用する。
- (8) 長官が申請人に有利な決定をするときは、長官は、申請人にその旨を通知し、かつ、申請人に対して、不納付の更新手数料について様式P-12に規定する様式により必要な情報を提供すべき旨を要求する。
- (9) 特許を回復する長官の各命令においては、特許が失効した日から申請日までの間に特許発明の利用を開始した者の保護のために、次の規定を挿入する。
以下に定める中間期間における、影響を有する者であって、____失効日後かつ____申請日前に、特許製品を製造、使用、利用若しくは販売し、又は特許の明細書においてクレームされた若しくは特許の明細書においてクレームされた方法を実施するための、何らかの設備、機械若しくは装置を製造若しくは設置した者による特許製品の製造、使用又は販売については、如何なる訴訟又はその他の手続も一切開始又は提起することができず、かつ、如何なる損害も一切回収することができない。

規則 26 第47条に基づく特許の取消

- (1) 第47条に基づく特許の取消申請は、
 - (a) 様式P-14に規定する様式によるものとし、
 - (b) 当該申請の理由を記載し、かつ、
 - (c) その写し並びに申請人の利害関係の内容、依拠する事実及び求める救済措置を十分に記載した陳述書2通を添付しなければならない。
- (2) 当該申請書及び陳述書の写しは、長官が特許権者に送付する。
- (3) 係る申請があり、かつ、その写しが特許権者に送付されたときは、規則18(3)から(12)までの規定を適用するが、出願人への言及は特許権者への言及と読み替え、異議申立人への言及は申請人への言及と読み替える。
- (4) 第49条に基づいて特許権者が自己の特許の放棄を申し出たときは、長官は、取消の申請

人に対して費用を裁定すべきか否かを決定するに当たって、当該申請を提出する前に申請人が特許権者に合理的な通知をしていれば手続を回避できた筈であるか否かを検討しなければならない。

(5) 取消の申立は、1年以下の期間内に処理される。

規則 27 第 49 条に基づく特許の放棄

(1) 第 49 条に基づく特許権者による自己の特許の放棄の申出は、様式 P-15 に規定する様式によるものとし、かつ、長官が官報に公告する。

(2) 当該公告から 2 月以内は、何人も、様式 P-7 に規定する様式により、長官に異議を申し立てることができ、当該申立書には、その写し並びに異議申立人の利害関係の内容、依拠する事実及び求める救済措置を十分に記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。

(3) 当該申立書及び陳述書の写しは、長官が特許権者に送付する。

(4) 係る異議申立があり、かつ、その写しが特許権者に送付されたときは、規則 18(3)から(12)までの規定を適用するが、出願人への言及は特許権者への言及と読み替える。

第 VI 章 明細書の訂正

規則 28 明細書の訂正

- (1) 第 42 条(3)に基づく受理された完全明細書の訂正許可を求める長官に対する申請は、様式 P-16 に規定する様式によるものとし、かつ、当該申請及び提案された訂正の内容を官報に公開することによって公告する。
- (2) 第 42 条(2)に基づく願書の訂正許可を求める長官に対する申請は、様式 P-16 に規定する様式によるものとし、長官は、当該訂正を許可すべきか否か及び如何なる条件(ある場合)を付すべきかを判断する。
- (3) 長官の別段の指示がない限り、明細書の訂正の申請又は提案には、求める訂正を太字及び下線で明示した明細書及び図面の写しを添付しなければならない。
- (4) (1)に基づいて提出された申請に異議を申し立てようとする者は、官報における公告日から 2 月以内に、様式 P-7 に規定する様式により、長官に申し立てなければならない。
- (5) 当該申立書には、その写し並びに異議申立人の利害関係の内容、依拠する事実及び求める救済措置を十分に記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。
- (6) 当該申立書及び陳述書の写しは、長官が出願人又は場合により特許権者に送付する。
- (7) 係る異議申立があり、かつ、その写しが出願人に送付されたときは、規則 18(3)から(12)までの規定を適用する。
- (8) 審査官の報告書に含まれる方式拒絶に対処するために訂正をする場合を除き、受理されていない完全明細書の訂正許可申請は、様式 P-17 に規定する様式によるものとする。
- (9) 明細書の訂正が許可された場合において、長官がその旨を要求するときは、出願人は、長官が定める期間内に、本規則に従って作成した訂正された新たな明細書及び図面を提出しなければならない。

第 VII 章 長官の権限

規則 29 第 35 条に基づく長官権限

- (1) 特許の共同被付与者又は共有者による第 35 条(1)に基づく指示の申請は、様式 P-18 に規定する様式によるものとし、かつ、申請人が依拠する事実及び求める指示を十分に記載した陳述書を添付しなければならない。
- (2) 当該申請書及び陳述書の写しは、長官が特許の被付与者又は所有者として登録された他の各人に送付する。申請人は、その目的で十分な数の写しを提出しなければならない。
- (3) その後、長官は、後続の手續に関して長官が適切と認める指示を発する。
- (4) 特許の共同被付与者又は共有者による第 35 条(2)に基づく指示の申請は、様式 P-19 に規定する様式によるものとし、かつ、その写し並びに申請人が依拠する事実及び求める指示を十分に記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。
- (5) 当該申請書及び陳述書の写しは、長官が懈怠者に送付する。
- (6) その後、長官は、後続の手續に関して長官が適切と認める指示を発する。

規則 30 第 36 条に基づく長官権限

- (1) 発明に対する権利に関する紛争を裁定するための第 36 条(1)に基づく申請は、様式 P-20 に規定する様式によるものとし、かつ、その写し並びに紛争の事実及び求める救済措置を十分に記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。
- (2) 当該申請書及び陳述書の写しは、長官が紛争の相手方当事者に送付する。その者は、その受領後 2 月以内に、求める救済措置を受ける申請人の権利について争う理由を十分に記載した意見書 2 通を提出しなければならない。
- (3) 長官は、この意見書の写しを申請人に送付する。その後、長官が発することを適切と認める指示に従うことを条件として、規則 18(3)から(12)までの規定を適用するが、異議申立人への言及は申請人への言及と読み替え、出願人への言及は相手方当事者への言及と読み替える。

規則 31 第 51 条に基づく長官権限

- (1) 特許出願若しくは当該出願について提出された何らかの書類、特許証又は登録簿における誤記の訂正請求は、様式 P-21 に規定する様式によるものとする。
- (2) 第 51 条(4)に基づいて長官が提案された訂正の内容の通知を公告すべき旨を要求するときは、当該公告は、当該要求及び提案された訂正の内容を官報に公開する。
- (3) 何人も、官報における公告日から 2 月以内はいつでも、様式 P-7 に規定する様式により、長官に提案された訂正に対する異議を申し立てることができる。
- (4) 当該申立書には、その写し並びに異議申立人の利害関係の内容、依拠する事実及び求める救済措置を十分に記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。
- (5) 当該申立書及び陳述書の写しは、長官が請求人に送付する。その後、規則 18(3)から(12)までの規定を適用する。
- (6) 第 51 条(3)に従って聴聞が指定されるときは、当該指定について特許権者又は特許出願人及び長官が提案された訂正を通知したその他の者に少なくとも 14 日の事前通知をしなければならない。

規則 32 第 59 条に基づく手続

(1) 第 59 条(1)に基づく申請は、様式 P-22 に規定する様式によるものとし、かつ、申請人が依拠する事実の陳述書 2 通及び当該陳述を証明する証拠 2 通を添付しなければならない。

(2) (1)に基づいて提出された証拠の検討により、非自発的ライセンスの許諾について一応の証拠がある事件が立証されたことを長官が納得しないときは、長官は、申請人にその旨を通知する。当該通知から 2 月以内に申請人が当該事項について聴聞を受けることを請求しない場合、長官は、当該申請を拒絶する。

(3) 申請人が許可された期間内に聴聞を請求するときは、長官は、申請人に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、当該申請を遂行するか又は当該申請を拒絶するかを判断する。

(4) 証拠の検討により、非自発的ライセンスの許諾について一応の証拠がある事件が立証されたことを長官が納得するとき又は申請人を聴聞した後に長官がそのように判断するときは、長官は、当該申請を官報に公告すべき旨を指示し、かつ、当該申請書、陳述書及びその裏付けとして提出された証拠の写しを特許の所有者及び特許に対する又は特許に基づく何らかの権利を有するものとして登録簿に示されているその他の者に送付する。

第 VIII 章 特許登録簿

規則 33 付与の登録

特許証の捺印時に、長官は、特許の被付与者としての特許権者の名称、住所及び国籍、発明の名称、特許証の日付及びその捺印日並びに送達宛先を登録簿に登録させなければならない。

規則 34 条約出願に係る登録

条約出願に付与された特許は、当該条約出願に係る条約国における最初の条約出願の公式の日付をその日付として登録簿に登録し、また、更新手数料の納付及び特許の失効は、当該日付から起算する。条約国においてされた条約出願の日付もまた、登録簿に登録する。

規則 35 更新手数料の登録

規則 24 に基づく納付証明書の発行時に、長官は、当該手数料が納付された事実及び証明書に記載された納付日を登録簿に登録する。

規則 36 名称、国籍又は住所の変更

(1) 特許権者による特許について登録簿に登録された名称、国籍又は住所若しくは送達宛先の変更請求は、様式 P-23 に規定する様式によるものとする。

(2) 当該請求が認められることを長官が納得するときは、長官は、登録簿をそれに応じて変更する。

規則 37 第 55 条に基づく譲渡、移転の登録など

譲渡、移転若しくは法律の運用により特許若しくは特許の持分を取得する権原を得、又は譲渡抵当権、ライセンス若しくはその他の証書によって特許に対する他の何らかの権益を取得する権原を得た者の権原の登録申請は、

(a) 第 55 条(1)に基づく申請の場合は、その権原を得た者が様式 P-24 に規定する様式によりしなければならない、

(b) 第 55 条(2)に基づく申請の場合は、譲渡人、譲渡抵当権設定者、ライセンサー又はその他の当該権益を与えた当事者が様式 P-25 に規定する様式によりしなければならない。

規則 38 権原及び他の証拠の書類の提出

特許の移転について記載し、それに効力を与え、若しくはその証拠となるか又は当該申請により主張されるその所有権に影響を及ぼす各譲渡証及びその他の各書類は、長官の別段の指示がない限り、申請書とともに長官に提出しなければならない。また、長官は、自己が納得するために必要とする他の権原の証拠又は同意書を要求することができる。

ただし、公文書である書類の場合は、その公認謄本又は認証謄本を提出することができる。

規則 39 登録様式

規則 36 に基づく請求により登録簿にされる登録は、本規則の附則 X の通りとする。

規則 40 書類の通知の登録

特許の所有権に影響を及ぼすとされるその他の書類の通知の特許登録簿への登録を求めるその証明謄本による申請は、その正確性について長官が指示するように認証することができ、あるいは、更なる証明のために書類の原本を特許庁に提出することができる。

規則 41 登録簿の閲覧

登録簿は、庁の実際の使用のために必要なときを除き、特許庁が開庁しているすべての時間に公衆の閲覧に供する。

規則 42 第 57 条に基づく登録簿の閲覧及び抄本など

(1) 登録簿の何らかの登録事項の認証謄本、特許庁における特許証、明細書及びその他の公文書の認証謄本若しくは抄本又は特許庁に保管された登録簿及びその他の記録の認証謄本若しくは抄本については、様式 P-26 に規定する様式により申請があったときは、長官がこれを提供することができる。

(2) 特許又は特許出願に関する情報を求める第 57 条に基づく請求は、次の事項に関してすることができる。

- (a) いつ仮明細書に続き完全明細書が提出されたか
 - (b) いつ特許出願が受理され、放棄されたものとみなされ、又は拒絶されたものとみなされたか
 - (c) いつ完全明細書が公告されたか又は公告されるか
 - (d) いつ特許証が捺印されたか又はいつ捺印請求期間が満了したか
 - (e) いつ更新手数料が納付されたか
 - (f) いつ特許が失効したか
 - (g) いつ登録簿に登録がされたか又は当該登録の申請がされたか、又は
 - (h) 登録簿への登録又は官報における公告を伴って、いつ何らかの申請がされ、又は何らかの措置がとられたか
- (3) 係る請求は、様式 P-27 に規定する様式によるものとし、また、前記各事項について別個の様式を使用しなければならない。

規則 43 排他的販売権の付与

(1) パキスタンにおいてか又はパキスタン国外においてかを問わず発明がなされ、1995 年 1 月 1 日以後に条約国において出願した同一の医薬品又は農業における使用を意図したその化学製品についてメールボックス出願がされ、当該条約国において特許及び医薬品又は農業における使用を意図した当該化学製品の販売又は流通の承認及び特許が付与され、かつ、その出願人が産業・生産省又はパキスタン政府産業生産省から委任された関係部局若しくは組織から医薬品又は農業における使用を意図した化学製品の販売又は流通の承認を受領したときは、出願人は、自己、その代理人又はライセンシーにより、承認日から 5 年間又は特許が付与される日若しくは場合により出願が拒絶される日までの何れか早い方まで、医薬品又は農業における使用を意図した当該化学製品をパキスタンにおいて販売し、又は流通させる排他的販売権を有する。

(2) パキスタンにおいて発明がなされ、医薬品又は農業における使用を意図した化学製品に

ついてメールボックス出願がされ、かつ、その出願人が産業生産省又は産業生産省から委任された関係部局若しくは組織から当該発明について販売承認を受けたときは、出願人は、自己、その代理人又はライセンシーにより、承認日から5年間又は特許が付与される日若しくは場合により出願が拒絶される日までの何れか早い方まで、医薬品又は農業における使用を意図した当該化学製品をパキスタンにおいて販売し、流通させる排他的販売権を有する。

規則 44 強制ライセンス

(1) 法の適用上、第59条(3)(iii)に基づいて、特許権者は、ライセンシーから、当該化学製品の卸売価格を考慮してその総売上高の3パーセントまでの対価の支払を受ける権原を有する。

(2) 第59条(1)に従うことを条件として、農業又は医薬品における使用を意図した化学製品の場合の特許の不実施又は不十分な実施は、パキスタンの健康管理要件及び公共の利益に反する市場の独占に基づいて判断される。

特許所有者が対象特許製品をライセンシーの要求を満たすように十分な量を供給できない場合、ライセンシーは、前記化学製品を如何なる場所からも輸入又は調達する自由を有する。

第 IX 章 特許代理人

規則 45 特許代理人登録簿

(1) 特許庁は特許代理人登録簿を維持管理し、これには各特許代理人の名称、住所、事業所住所、資格及び登録日を登録する。

(2) 明細書の起案には、特許代理人として業務をするために特許代理人登録簿に記載されていることを要しない。

規則 46 登録適格性

(1) 何人も、パキスタンに居住していない限り、特許代理人としての登録に不適格とする。

(2) 何人も、パキスタン国籍を有し、かつ、次に該当しない限り、特許代理人としての登録資格を有さない。

(a) 少なくとも、認定された大学の基礎科学(例えば、物理学、化学、数学、薬学、コンピューター科学及び遺伝学)又は工学の卒業生であり、特許庁に対する業務をする特許代理人又は弁護士との実務経験が少なくとも 1 年あり、かつ、特許、意匠及び集積回路に係る法律及び手続に関する筆記及び口述試験に 50 パーセントを超える点数で合格したこと、又は

(b) 本規則の第 8 附則に掲げる機関又は組織による特許起案の試験に合格したこと

(c) 10 年以上の期間、特許庁において等級 17 以上の職員であったこと

ただし、係る者は何人も、退職又は業務終了の日から 3 年以降は、登録を受ける権原を有さない。

更に、係る者は何人も、業務から免職又は解任されたときは、登録を受ける権原を有さない。

(d) 特許代理人として既に認定されており、かつ、本規則の施行前に 3 年を超えて特許代理人として業務を行っていること

規則 47 登録又は特許代理人登録簿にとどめておくことを禁止されている者

何人も、次のときは、特許代理人としての登録に不適格とし、又は特許代理人登録簿に引き続きとどめておいてはならない。

(a) 第 84 条の規定により禁止されているとき

(b) 管轄裁判所から心神喪失者である旨の宣告を受けたとき

(c) 債務弁済未了の破産者であるとき

(d) 債務弁済完了の破産者であって、その者の破産がその者の側に如何なる違法行為もなく災難により生じたものである旨の証明書を裁判所からいまだ取得していないとき

(e) パキスタン国内か又は国外かを問わず管轄裁判所から、流罪又は拘禁に処すべき罪について有罪の判決を受けたとき。ただし、その者の有罪判決対象であった罪が赦免された場合又はその者の申請により、連邦政府が本件についての命令により資格喪失を解除した場合は、この限りでない。又は

(f) その者の職業上の資格でなされた何らかの過失行為、違法行為又は不正行為を理由として適切かつ適正な者でないと連邦政府が認めるとき

規則 48 申請の方法

特許代理人の登録申請はすべて、様式 PTA-1 に規定する様式によるものとする。

規則 49 申請時の手続

(1) 何人かの特許代理人としての登録申請書を受領したときは、長官は、その者に対して年に1回行われる筆記及び口述試験に出席する機会を与える。

(2) 申請人が筆記及び口述試験に合格し、かつ、規則 46(2)(a)の資格要件を満たすとき又は規則 46(2)(b)及び(c)において与えられる免除に基づいて申請人が当該試験への出席を免除されることを長官の納得するように立証したときは、登録官は、その旨の通告を申請人に送付し、その旨の通告を受けた者は、自己の特許代理人としての登録についての所定の手数料を納付することができる。所定の手数料の受領時に、長官は、申請人の名称を特許代理人登録簿に登録させ、かつ、本規則の第9附則に示す様式の証明書を申請人に交付する。

規則 50 特許代理人登録簿における名称の登録継続

規則 47 の要件に従うことを条件として、特許代理人登録簿におけるある者の名称の登録継続は、その件についての所定の手数料の納付を条件とする。

規則 51 特許代理人登録簿からの代理人の名称の抹消

(1) 連邦政府は、次のときは、特許代理人登録簿から特許代理人の名称を恒久的又は一時的に抹消することができる。

(a) 特許代理人からその旨の請求を受領したとき

(b) 特許代理人から年次手数料を納付期日から3月の満了時に受領していないとき

(c) 特許代理人が登録の時点で規則 47(a)から(e)までにいう資格喪失の何れかの対象であったことが判明し、又はその後その対象となったとき、又は

(d) 第83条(1)に基づいて連邦政府が特許代理人を特許代理人登録簿にとどめておくことが適切又は適正な者でないと宣言したとき

ただし、係る宣言をする前に、連邦政府は、関係人に対してその者の登録を取り消すべきでない理由を示すよう要求し、かつ、連邦政府が必要と認める更なる調査(ある場合)をしなければならない。

(2) 連邦政府は、特許代理人登録簿から死亡した特許代理人の名称を抹消しなければならない。

(3) 特許代理人登録簿からの何れかの者の名称の抹消は、官報に告示し、かつ、可能な場合は常に、関係人に通知しなければならない。

規則 52 抹消された名称の回復

(1) 連邦政府は、第83条(2)の規定に従うことを条件として、規則 51(1)に基づいてその名称が一時的に抹消された者から様式 PTA-2 に規定する様式により申請があったときは、その者の名称を特許代理人登録簿に回復することができる。

(2) 特許代理人登録簿への名称の回復は、官報に告示し、かつ、可能な場合は常に、関係人に通知しなければならない。

規則 53 特許代理人登録簿の変更

(1) 特許代理人は、様式 PTA-3 に規定する様式により、特許代理人登録簿に登録された自己

の名称、住所、事業所住所又は資格の変更を申請することができる。当該申請及びその件についての所定の手数料の受領時に、長官は、特許代理人登録簿に必要な変更をさせなければならない。

(2) 特許代理人登録簿にされた各変更は、官報に公告する。

規則 54 特許代理人登録簿の刊行

特許代理人登録簿は、長官又は連邦政府が適切と認めるときは、登録事項を登録代理人の姓のアルファベット順に配列して刊行され、また、その写しは販売される。

規則 55 代理権

第 81 条の規定に該当するすべての事項については、何人も、長官の別段の指示がない限り、その者自身による署名に基づいて、すべての通知、請求及び通信の受領を弁護士又は登録特許代理人の何れかである者に委任することができる。委任は、様式 P-28 に規定する様式によりすることができる。

第 X 章 雑則

規則 56 長官に対する証拠手続

(1) 本規則に基づいて証拠の提出を要するときは、本規則に別段の明示規定がない限り、法定宣言書又は宣誓供述書として提出しなければならない。

(2) 本規則により必要とされ、又は本規則に基づく手続において使用される法定宣言書及び宣誓供述書は、関連する事項について見出しを付け、かつ、連続番号を付した段落に分割しなければならない。また、各段落は、可能な限り 1 主題に限定しなければならない。

規則 57 宣誓供述書の様式など

(1) 法及び本規則により必要とされ、又は法及び本規則に基づく手続において使用される宣誓供述書は、関連する事項について見出しを付け、一人称で作成し、かつ、連続番号を付した段落に分割しなければならない。また、各段落は、可能な限り 1 主題に限定しなければならない。各宣誓供述書には、それを作成する者の説明及び真正な居所を記載し、それを提出する者の名称及び住所を含め、かつ、何人の代理として提出するかを記載しなければならない。

(2) 宣誓供述書は、その理由が記載されている限り、自己の信条の陳述が認められることがある中間申請のときを除き、宣誓供述人が自己の知るところから立証することができる事実限定しなければならない。

(3) (1)にいう宣誓供述書は、次の通りに作成し、署名しなければならない。

(a) パキスタンにおいては、法律により証拠を受領する権限を有する裁判所若しくは人の面前、前記の裁判所若しくは人から宣誓を執行する権限を付与された公務員の面前又はパキスタンに奉仕する兵員が占有する陸軍、海軍若しくは空軍の駐屯地若しくは艦船の指揮官の面前で

(b) 世界のその他の場所においては、裁判所、裁判官、治安判事又は法的手続の目的で宣誓を執行することを法律により授権された公務員の面前で、かつ、当該国又は地域のパキスタン大使館の認証を受けなければならない。

(4) 各法定宣言書又は宣誓供述書には、それを作成する者の説明及び真正な居所を記載し、かつ、手書き、タイプ又は印刷しなければならない。

規則 58 裁判所命令の結果として生じる行為

法に基づく事件において高等裁判所により命令が発せられたときは、自己に有利な命令が発せられた者は、様式 P-29 に規定する様式による申請を直ちに提出し、当該命令の公印入り副本又は当該命令の認証謄本を添付しなければならない。それにより、登録簿が、登録簿への登録又は登録簿の登録事項の変更若しくは削除により、必要に応じて訂正又は更正される。

規則 59 陳述書を要求することができる長官

申請人又は代理人が聴聞を希望するか否かを問わず、長官はいつでも、その者に対して、長官が通知する期間内に書面で陳述書を提出すべき旨又は長官の面前に出頭し、かつ、長官が必要とする事項に関する説明をすべき旨を要求することができる。

規則 60 訂正をする一般的権限

訂正について法による特別規定が一切ない書類は、訂正することができ、また、何人の利益も害することなく取り除くことができると長官が認める手続上の不備については、長官が適切と認めるときは、長官が指示する条件で、これを是正することができる。

規則 61 裁量権の行使及び困難の排除

(1) 本規則に別段の規定がある場合を除き、法又は本規則により長官に付与された何らかの裁量権を特許出願人又は明細書訂正の申請人に不利に行使する前に、長官は、聴聞を受けることができる時期についてその者に少なくとも 10 日の事前通知をしなければならない。

(2) 本規則に基づいて、何人かが何らかの行為若しくは事項をすることを要する場合又は何らかの書類若しくは証拠の提示若しくは提出を要する場合において、合理的な理由によってその者が当該行為若しくは事項をすることができないか又は当該書類若しくは証拠を提示若しくは提出できないことが長官の納得するように示されたときは、長官は、長官が適切と認める証拠の提示により、かつ、長官が適切と認める条件に従うことを条件として、当該行為若しくは事項をすること又は当該書類若しくは証拠の提示若しくは提出を免除することができる。

(3) 特許又は特許出願に関連する事項に関する 2 以上の当事者間の紛争についての長官の面前での聴聞が完全明細書の公告日後に行われるときは、当該紛争についての聴聞は、長官が聴聞に代理を立てる紛争当事者と協議した後別段の指示をしない限り、公開される。

規則 62 期間を延長する一般的権限

本規則に基づく何らかの行為をし、又は何らかの手続をとるために本規則により定められた期間は、長官が適切と認めるときは、長官が指示する条件で、長官が延長することができる。ただし、本条規則に基づいて付与された如何なる期間延長も、1 回に 1 月の期間を超えないものとし、ただし、係る延長の通算期間は、所定の法定期間に対して 3 月を超えないものとする。本条規則に基づく各期間延長申請は、様式 P-4 に規定する様式による。

規則 63 特許庁の刊行物

(1) 長官は、特許に関する事件の報告書を随時刊行することができる。

(2) 長官は、特許庁における明細書、図面及びその他の書類の写し並びに当該書類の索引及び抄録について、その刊行及び販売を手配することができる。

規則 64 例外

1933 年特許規則の廃止にも拘らず、同規則に基づいて係属している出願又はその他の事項は、同規則に基づいて処理される。